

平成30年10月25日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



航空身体検査時における既往歴等に係る自己申告の徹底等について

本日、運輸安全委員会は、平成29年3月5日に長野県消防防災航空センター所属ベル式412EP型機が松本空港を離陸し長野県塩尻市内山中の場外離着陸場に向かって飛行中、長野県松本市鉢伏山山中において樹木に衝突した後、山の斜面に墜落し、搭乗者9名全員が死亡した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。

同報告書によれば、当該機の機長は既往歴及び手術歴があり、投薬治療中であったものと推定されるものの、これらを申告せずに航空身体検査証明を取得していたとされ、国土交通大臣（航空局）に対し、下記の意見の陳述がありました。

については、適宜、傘下団体等を通じて所属する操縦士に対して、別添の内容を周知するとともに、指導いただきますようお願い致します。

記

国土交通省航空局は、操縦者に対して、航空身体検査証明の申請に際しては自己申告を正しく行うこと、及び航空身体検査証明の有効期間中であっても身体検査基準への適合性が疑われる身体状態となったときには航空業務を中止して指定航空身体検査医等の指示を受けることについて、指導を徹底する必要がある。

添付書類：○「航空身体検査時における既往歴等に係る自己申告の徹底等について」
(操縦士あて)

○ベル式412EP型（回転翼航空機）に係る航空事故調査報告書（抄）

以上

平成30年10月25日

操縦士の皆様へ

航空身体検査時における既往歴等に係る自己申告の徹底等について

本日、運輸安全委員会は、平成29年3月5日に長野県消防防災航空センター所属ベル式412EP型機が、長野県松本市鉢伏山山中において樹木に衝突した後、山の斜面に墜落し、搭乗者9名全員が死亡した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。

同報告書によれば、当該機の機長は既往歴及び手術歴があり、投薬治療中であったものと推定されるものの、これらを申告せずに航空身体検査証明を取得していたこととされ、国土交通大臣（航空局）に対し、「意見」の陳述がありました。

もとより、航空身体検査証明は、航空機の安全運航を確保するため、航空業務の的確な遂行に必要な心身の状態を保持しているかを検査、判定するものであり、操縦士が虚偽の申告等により不正に航空身体検査証明を受けることは、安全運航を損なう行為として、断じて許容されるものではありません。

操縦士の皆様におかれましては、改めて、『航空身体検査証明の申請に際しては自己申告を正しく行うこと』を徹底して下さい。

また、航空法第71条の規定により、操縦士は、身体検査基準に適合しなくなったときは、航空身体検査証明の有効期限内であっても、航空業務を行ってはならないとされており、このため『航空身体検査証明の有効期間中であっても身体検査基準への適合性が疑われる身体状態となったときには航空業務を中止して指定航空身体検査医等の指示を受けること』を確実に実施するようお願いします。

なお、虚偽等不正の手段による航空身体検査証明の取得や、身体検査基準に不適合な状態での操縦業務の実施は、航空法第30条の規定により技能証明の取消しを含む処分の対象となるほか、同法第149条の罰則（1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となる場合がありますので、ご了知願います。

航空事故調査報告書 (抄)

添付 2

所 属 長野県消防防災航空センター
型 式 ベル式412EP型 (回転翼航空機)
登録記号 JA97NA
事故種類 樹木との衝突、墜落
発生日時 平成29年3月5日 13時41分ごろ
発生場所 長野県松本市鉢伏山(はちぶせやま)山中

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

長野県消防防災航空センター所属ベル式412EP型JA97NAは、平成29年3月5日(日)13時33分、救助訓練を行うため、松本空港を離陸し、長野県塩尻市内山中の場外離着陸場に向かって飛行中、13時41分ごろ、同県松本市鉢伏山において樹木に衝突した後、山の斜面に墜落した。

同機には、機長ほか同乗者8名の計9名が搭乗していたが、全員死亡した。

同機は大破したが、火災は発生しなかった。

1.2 (略)

2 事実情報

2.1~2.3 (略)

2.4 航空機乗組員に関する情報

機 長 男性 56歳

事業用操縦士技能証明書 (回転翼航空機) 平成元年8月3日

特定操縦技能 操縦等可能期間満了日 平成30年2月17日

限定事項 陸上多発タービン機ベル式212型 平成8年4月3日

第1種航空身体検査証明書 有効期限 平成29年9月29日

総飛行時間 5, 1.17時間01分

最近30日間の飛行時間 6時間40分

同型式機による飛行時間 3, 4.25時間49分以上

最近30日間の飛行時間 6時間40分

2.5~2.8 (略)

2.9 医学に関する情報

2.9.1 搭乗者の死因に関する情報

長野県警察によれば、各搭乗者の死因は、機長が心臓及び大動脈損傷、整備士A及び救助隊員7名が多発外傷であった。いずれも体幹部への極めて強い鈍的外力作

用によって生じたものと推定されるものであった。

機長及び整備士Aの血液からアルコール及び検査対象薬物は検出されなかった。
また、狭心症、心筋梗塞など飛行中の急性機能喪失（インキャパシテーション）を示す所見はなかった。

2.9.2 機長の既往歴に関する情報

機長の既往歴（手術の状況を含む）に関する情報は以下のとおりであった。

- ① 平成23年1月、甲状腺機能亢（こう）進症の診断及び平成23年4月、甲状腺機能亢進症の放射線治療
- ② 平成25年11月、右膝窩（しつか）動脈外膜のう腫の診断、平成26年1月、右膝窩動脈移植手術及び平成27年5月、右膝窩動脈閉塞血管置換術

（以下略）

2.9.3 機長が処方されていた医薬品の情報

機長が事故当日まで処方されていた医薬品に関する情報は以下のとおりであった。

- ① チラーヂンS錠（甲状腺ホルモン剤）
- ② サルボグレラート塩酸塩錠（抗血小板薬）
- ③ プラビックス錠（抗血小板薬）
- ④ メチコパール錠（抹消性神経障害治療薬）

（以下略）

2.9.4 機長の航空身体検査証明に関わる申請について

機長が航空身体検査証明を申請するために提出した航空身体検査証明に関わる申請書の「14 既往歴等」には、糖尿病、内分泌及び代謝の疾患（高脂血症、高尿酸血症等）、アレルギー疾患（喘息、アレルギー疾患）、日中の過度な眠気又はいびきの指摘、精神又は神経系の疾患、自殺未遂、てんかん又は痙攣、失神等の意識障害などの病名に該当の有無を自身で記載することになっているが、全て「無」であった。

また、同「15 該当するものがあればできるだけ詳細に記入すること（部位、原因、時期等）」には、「入院又は手術」、「現在常用している医薬品（外用・睡眠薬を含む。）」等の欄があるが、いずれも「無」で「詳細」の欄は空欄であった。

なお、機長が既往歴等を申告せずに受けた航空身体検査では、実施された検査項目について異常を示す結果がなかったため、2.4で記述したとおり、航空身体検査証明の交付を受けていた。

2.9.5 航空身体検査時における自己申告内容の確認の徹底について

国土交通省航空局は、平成19年12月、個人機の航空事故（運輸安全委員会事故調査報告書AA2007-6-3）を受け、指定航空身体検査医に対して、申請者に航空身体検査時における自己申告の大切さを十分認識させること、問診時には可能な限り使用する医薬品の状況や既往歴等について正確に把握する等、申請者の自己申告内容について、確認を徹底するよう周知した。さらに、平成23年、独立

行政法人航空大学校の航空事故（同AA2013-9-1）の事実調査で得られた機長の航空身体検査に関する事実情報の当委員会からの提供を受け、国土交通省航空局は、同大学校、特定本邦航空運送事業者、社団法人日本滑空協会、定期航空協会、海上保安庁、警察庁、消防庁を通じ、当該団体又は機関に所属する航空機乗組員に対し、医薬品を使用する場合は、航空機の正常な運航への影響及び身体検査基準への適合性の観点から、医薬品取扱い指針の遵守について、改めて周知徹底を図ることを要請した。また、各航空身体検査機関及び各指定航空身体検査医に対しても、今後、航空身体検査時及び相談を受けた時は、航空機乗組員に対し医薬品取扱い指針について周知を図るよう努めることを要請した。

2.10～2.13 （略）

3 分析

3.1～3.9 （略）

3.10 機長の既往歴及び医薬品の使用について

2.9.2及び2.9.3に記述したとおり、機長は、甲状腺機能亢進症の治療中であり、右膝窩動脈外膜のう腫の手術を2回行うとともに、医薬品取扱い指針のB及びCに該当する医薬品を処方されていたものと認められる。しかし、機長がこれらの既往症により航空業務に支障を来す影響を受けていたかどうか、及び事故時の飛行においてこれらの医薬品を服用し、その影響下にあったかどうかについては明らかにすることができなかった。

3.11～3.13 （略）

3.14 航空身体検査基準への適合

機長は、2.9.2に記述したとおり、甲状腺機能亢進症及び右膝窩動脈外膜のう腫の既往歴があり、2.9.3に記述したとおり、医薬品取扱い指針のB及びCに該当する医薬品による投薬治療中であったものと推定されるが、これらについて自己申告のないまま航空身体検査証明を受け航空業務を行っていたものと認められる。機長は、平成23年1月ごろに甲状腺機能亢進症との診断を受けたときに、指定航空身体検査医に治療状況及び使用する医薬品の状況を適切に申告したうえで、その指示に従って必要な追加検査を受け、場合によってはさらに国土交通大臣の判定を受ける必要があったものと考えられる。また、これ以降は、2.9.2に記述したとおり、身体検査基準への適合性が確認されるまで、航空業務を行ってはならなかったものと推定される。

航空身体検査においては、申請者から正しい申告が行われない限り身体検査基準に適合しているか否かの適切な判定は困難である。2.9.5に記述したとおり、国土交通省航空局は、身体検査基準適合の判定が適切に実施されることを確保するために、平成19年に指定航空身体検査医に対して、申請者の自己申告内容について確認を徹底するよう周知し、平成23年に航空機乗組員の団体を通じ、所属する航空機乗組員に対して、医薬品取扱い指針の遵守についてあらためて周知徹底を図ることを要請するとともに、各航空身体検査機関及び各指定航空身体検査医に対しても、今後、航空身体検査時及び相談を受けた時は、航空機乗組員に対し医薬品取扱い指針について周知を図るよう努めることを要請してきたと

ころであるが、さらに、航空機乗組員に対して、航空身体検査証明の申請に際して自己申告を正しく行うこと、及び航空身体検査証明の有効期間中であっても身体検査基準への適合性が疑われる身体状態となったときには、航空業務を中止して指定航空身体検査医等に指示を受けることについて、指導を徹底する必要がある。

3. 15～3. 18 (略)

4 結 論

4. 1～4. 2 (略)

4. 3 その他判明した安全に関する事項

(1) 航空身体検査における既往歴等の申告について

本事故において、機長は、既往歴及び手術歴があり、投薬治療中であったものと推定されるが、この事実について自己申告のないまま航空身体検査証明を受けていたものと認められる。

航空身体検査証明は、申請者から正しい申告が行われたい限り、身体検査基準に適合しているか否かの適切な判定は困難である。航空身体検査証明の申請者は、自己申告を正しく行わなければならない。

(2)～(3) (略)

5 再発防止策 (略)

6 意 見

6. 1 国土交通大臣に対する意見

6. 1. 1 航空身体検査における既往歴等の自己申告について

本事故において、機長は、既往歴及び手術歴があり、投薬治療中であったものと推定されるが、これらについて自己申告のないまま航空身体検査証明を受けていたものと認められる。航空身体検査証明は、申請者から正しい申告が行われたいと身体検査基準に適合しているか否かの適切な判定は困難である。

このため、運輸安全委員会は、本事故調査において判明した事項を踏まえ、航空の安全を図るため、国土交通大臣に対して、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、以下のとおり意見を述べる。

国土交通省航空局は、航空機乗組員に対して、航空身体検査証明の申請に際しては自己申告を正しく行うこと、及び航空身体検査証明の有効期間中であっても身体検査基準への適合性が疑われる身体状態となったときには航空業務を中止して指定航空身体検査医等の指示を受けることについて、指導を徹底する必要がある。